

## 旧条例別表第3の2の項（新規居住者の住宅区域に建築できる建築物）

都市計画法施行条例

別表第3の2の項 居住者の減少に対処する必要がある集落又はその近接地における転入者のための戸建ての住宅

審査基準

- 1 都市計画法第33条第4項の規定に基づく基準として敷地面積の最低限度が市町の条例に定められている場合は、当該制限に適合していること。
- 2 立地について、あらかじめ土地利用計画に基づき市町長と協議し、これを了したものであること。

添付図書

当基準に該当することは、次に掲げる添付図書により判断する。

- 1 理由書
- 2 立地についての市町長の意見書及び事前協議の内容を記載した図書
- 3 その他特別な事情がある場合は、これを説明するために必要な図書

（解説）

市町が事業者となり地域活性化のための住宅を建設するときなど、住宅及びその敷地が、借家又は借地である場合がある。